

令和4年3月22日

保護者 様

愛知県立刈谷工科高等学校長

『厳重警戒』での感染防止対策」に伴う本校の対応について（お願い）

平素から本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、「愛知県まん延防止等重点措置」が解除され、知事から『厳重警戒』での感染防止対策」のメッセージが発出されました。このことを受け、本校での対応を下記のとおりとしますので、保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止に御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 学校運営の基本方針

「愛知県まん延防止等重点措置」の解除後も、引き続き警戒を緩めず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していく。ただし、本校生徒の感染状況に応じて臨時休業の実施を迅速かつ適切に判断する。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚をもって感染拡大防止に取り組む必要がある。感染性・伝播性が高いとされるオミクロン株に対応した感染防止対策を、ワクチン接種を終えた者も含めて徹底するよう、指導を行う。

(1) 登下校、放課後及び休日

ア 同居家族等も含めて毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(※)が見られる場合、登校させない。

※ただし、軽微な症状がある場合の登校は、生徒の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や花粉症を始めとする持病の有無など、個別の状況に応じて適切に判断する。

イ 同居家族等に同様の症状が見られる場合も、地域の感染状況などに応じて、生徒本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

ウ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。放課後や休日の学校外における個人の行動においても、感染防止対策について自ら留意するよう生徒に指導する。

エ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する（不織布マスクを推奨）。

ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

(2) 校内における感染防止対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症や寒さなどによる健康被害が生じないよう留意する。

(3) 新型コロナワクチンについて

ワクチン接種に関わる個人情報、その管理を適切に行うとともに、ワクチン接種を受けていない児童生徒及び教職員が接種の強制や差別的な扱い等を受けないよう十分に配慮する。

3 教育活動上の対応

(1) 慎重に再開を検討する活動

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討する。

- ① 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- ④ 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑤ 体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑥ 実習等における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の活動」

(2) 学習活動

ア 教室等においては、生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。

イ 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先し、着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保する。

ウ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟に取扱う。その判断に当たっては、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制の逼迫の程度等を踏まえる。

(3) 部活動

ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿の実施は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を検討しながら、感染防止対策を講じた上で慎重に判断する。

イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討する。

エ 活動の開始時と終了時には、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。

オ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先し、着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保する。

カ 活動の際には、部活動前後での集団での飲食や、部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、付随する場面での感染防止対策も徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、同居家族等も含めた健康観察、また、『「厳重警戒」での感染防止対策』に基づき、各家庭においても感染予防に努めていただくようお願い申し上げます。